

事務・権限概要シート

出先機関名：北海道開発局	整理番号（25-2）
--------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定</li> <li>・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定</li> <li>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定等</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>北海道開発局組織規則、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法 等</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法の規定による防災業務計画の策定</li> <li>・大規模地震対策特別措置法の規定による地震防災強化計画の策定</li> <li>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定 等</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け  【仕分け結果】  <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（26-2）
<b>事務・権限概要シート（個票）</b>		
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械類の整備及び運用</li> <li>・電気通信施設の整備及び管理</li> <li>・情報システムの整備及び管理</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>北海道開発局組織規則</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄事業に係る機械類の整備及び運用に関すること</li> <li>・直轄事業に係る電気通信施設の整備及び管理に関すること</li> <li>・情報システムの整備及び管理に関すること</li> </ul>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側 의견	平成22年7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	地方自治体事業に係るものについては、事業主体である各自治体を実施することが適切。
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">A - a</div>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名：地方運輸局

整理番号（ 10 ）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	旅客自動車運送事業の許認可等
----------------	----------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 自動車運転代行業の認定業務 （具体的な内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意</li> <li>・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理</li> <li>・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理</li> <li>・約款届出の受理</li> <li>・公安委員会への営業停止命令の要請</li> <li>・公安委員会が行った指示に関する通知の受理</li> <li>・自動車運転代行業者への立入検査</li> <li>・自動車運転代行業者への指示等の行政処分</li> <li>・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等</li> </ul>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	輸送部門366人の内数		
事務量（アウトプット）	事業種別		平均業務量
	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	1,245
	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	15,110
	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	647
	約款届出の受理	受理件数	1.6
	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	1.4
	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	50
	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	454
	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	117
	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	117
	（平均業務量は平成17年度～平成21年度実績の平均）		
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第2条第8項に規定する自治事務として移譲する。		

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】            旅客自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、輸送の安全を確保し、道路運送事業の健全な発達を図る。</p> <p>【根拠法令】            ・地方運輸局組織規則            ・道路運送法 等</p> <p>【関係する計画・通知等】            ・市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について            ・過疎地有償運送の登録に関する処理方針について            ・福祉有償運送の登録に関する処理方針について            ・一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針            ・一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針            ・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針 等</p> <p>【具体的な業務内容】            ・道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること。            ・自家用自動車の使用に関すること</p>																																													
<p>予算の状況            （単位：百万円）</p>	<p>－</p>																																													
<p>関係職員数</p>	<p>輸送部門 366 人の内数</p>																																													
<p>事務量（アウト            プット）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th></th> <th>平均業務量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>登録件数</td> <td>1,419</td> </tr> <tr> <td>一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>3,521</td> </tr> <tr> <td>一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>2,111</td> </tr> <tr> <td>一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td>許認可件数</td> <td>29,166</td> </tr> <tr> <td>自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>事務処理件数</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>協議件数</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>15,110</td> </tr> <tr> <td>公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>647</td> </tr> <tr> <td>約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>要請件数</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>受理件数</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>検査件数</td> <td>454</td> </tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>処分件</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td>通知件数</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別		平均業務量	自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419	一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521	一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111	一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166	自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647	約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6	公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4	公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50	自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454	自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件	117	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117
事業種別		平均業務量																																												
自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419																																												
一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521																																												
一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111																																												
一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166																																												
自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67																																												
公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245																																												
公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110																																												
公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647																																												
約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6																																												
公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4																																												
公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50																																												
自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454																																												
自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件	117																																												
指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117																																												
<p>地方側の意見</p>	<p>7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。</p>																																													
<p>その他各方面の意見</p>	<p>－</p>																																													

既往の政府方針等	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a （運 転 代行業）</p> <p>A-b- ① （ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送、一 の 府 都 道 県 に 自 道 道 車 業 ）</p> <p>C-c</p> </div>	<p>民間事業者が営利目的で旅客サービスを提供できない公共交通空白地域の解消や交通弱者のための福祉輸送の確保など地域のニーズに応じて市町村等が行っている旅客運送（自家用有償旅客運送）について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>また、自動車道事業は、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県にある自動車道事業の権限については、希望する都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>さらに、運転代行業に関する権限は、都道府県公安委員会が事業者の認定などの業務を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けているが、運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつより総合的に実施できるようにするため、地方運輸局から都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>一方、その他のバス・タクシー事業に関する許認可等は、従来から国が一元的に運用しており、地方公共団体との二重行政は生じていない。これらの業務は、バス・タクシー事業の安全確保等に関わるものであり国民の生命・身体にも直接関わること、事業ネットワークが広域にわたることに加えて、①国による制度・基準の策定、事業計画、施設や安全関係職員が基準に合致しているかの審査・検査・監査、事業改善命令等及び個別事案の発生による問題点を踏まえた制度・基準の改正等の一連のサイクルを通じて一体的に実施される必要があること（大綱②に該当）、②事故等の被害拡大・再発防止を図る観点から、安全に係る基準・制度・検査の項目等は全国のいずれかの事業で起こった事故等をもとに逐次見直される必要があること（大綱②に該当）、③同様の観点から、重大事故や悪質事案等に係る情報の全国的な即時共有や類似事案の防止対策の即時展開をするために国による一元的な指揮命令系統が不可欠であること（大綱①、③に該当）、④全国同一の制度・基準・行政処分等によりバス・タクシー事業の安全性を確保する必要があること（大綱②に該当）、⑤豊富な経験と高度な技術的見識を有する職員を効率的に全国に配置する必要があること（大綱④に該当）などから、引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。</p>
備考	